

2015年基準消費者物価指数の中間年（2018年）における見直し

1 趣旨

消費者物価指数は、一定の周期（5年ごと）に指数の基準年次を更新する「基準改定」において指数に採用する品目の改定を実施しているが、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった商品（財・サービス）については、これらを指数に迅速に反映させるため、次回改定を待たずに品目の追加及び廃止等を実施することとしている。

現行の2015年基準において、今回、新たな品目の追加等が必要かどうか検討を行った結果、次回の基準改定（2020年）を待たずに、平成30年（2018年）1月分から品目の見直しを実施することとする。

2 見直し内容

新たに「加熱式たばこ」を算入する。

【理由】

「加熱式たばこ」は、専用加熱機器を用いて専用の製造たばこを加熱することで発生させた蒸気を吸引するものである。国内では2013年以降、オンラインや一部地域で限定販売されていたが、2016年4月に全国発売が開始されて以降、各社の参入・新製品の投入が相次いでいる。国内たばこ市場に占めるシェアは拡大しており、今後も急速な普及が見込まれる。

3 指数への算入方法

「加熱式たばこ」は、国産、輸入の別に、従来の紙巻きたばこと加熱式たばこ専用のたばこ製品の価格指数をそれぞれの販売数割合を用いて加重平均することで、「たばこ（国産品）」及び「たばこ（輸入品）」としての品目別価格指数に算入する。

詳細な計算式（モデル式）は、2018年1月頃に下記ページへ掲載する。

<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.htm#app2>

4 適用時期

東京都区部 平成30年（2018年）1月分中旬速報値（平成30年1月26日公表予定）

全国 平成30年（2018年）1月分（平成30年3月2日公表予定）

いわゆる「格安スマホ通信料」や「SIMフリー端末」の扱いについて

上記と同時に、いわゆる「格安スマホ通信料」を「通信料（携帯電話）」に、「SIMフリー端末」を「携帯電話機」に反映させることを予定している（モデル式の随時見直しの一環として対応（〔参考〕で詳述））。

〔参考〕いわゆる「格安スマホ通信料」や「SIMフリー端末」の扱いについて

1 いわゆる「格安スマホ通信料」や「SIMフリー端末」について

いわゆる「格安スマホ通信料」や「SIMフリー端末」とは、ここでは以下のものとする。

・ 格安スマホ通信料

月々の通信料金を通常のスマートフォン（自社でネットワーク回線を設置する事業者が提供するスマートフォン）よりも低く設定してある反面、高速通信の利用可能な範囲等に制限のあるスマートフォンの携帯電話通信料

・ SIMフリー端末

特定通信事業者以外のSIMカードを使用不可（SIMロック）にする設定をされずに販売される携帯電話端末

2 上記の消費者物価指数における扱いについて

消費者物価指数においては上記について以下のように対応する（モデル式の随時見直しの一環として対応）。

・ 「格安スマホ通信料」は「通信料（携帯電話）」に反映

いわゆる「格安スマホ通信料」については、代表的な通信事業者を選定し、「通信料（携帯電話）」の指数を作成するモデル式に反映させる。

・ 「SIMフリー端末」は「携帯電話機」に反映

いわゆる「SIMフリー端末」については、代表的な端末を選定し、「携帯電話機」の指数を作成するモデル式に反映させる。

現行のモデル式については下記 URL を参照。

<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/pdf/fu2.pdf>

「通信料（携帯電話）」は 66 ページ、「携帯電話機」は 68 ページに掲載

3 適用時期

東京都区部 平成 30 年(2018 年) 1 月分中旬速報値（平成 30 年 1 月 26 日公表予定）

全国 平成 30 年（2018 年）1 月分（平成 30 年 3 月 2 日公表予定）